

地区計画の区域内における行為の届出書

令和 年 月 日

昭和町長 殿

届出者 住 所
氏 名

印

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき

{ 土地区画形質の変更
 建築物の建築又は工作物の建築
 建築物の用途の変更
 建築物の形態又は意匠の変更
 木材の伐採 }
 について、下記のとおり届出します。

記

- 1 行為の場所 中巨摩郡昭和町
- 2 行為の着手予定日 令和 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 令和 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1)土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²
(2) 建築物の建築 又は 工作物の建設	(イ)行為の種類(建築物の建築・工作物の建設)		(新築・改築・増築・移転)		
	設計 の 概 要		届出部分	届出以外 の部 分	合 計
		(I)敷地面積			m ²
		(II)建築又は建設面積	m ²	m ²	m ²
		(III)延べ面積	m ²	m ²	m ²
(IV)高さ 地盤面から m	(V)用途				
	(VI)かき又はさくの構造				
(3) 建築物等の 用途の変更	(イ)変更部分の延べ面積				m ²
	(ロ)変更前の用途		(ハ)変更後の用途		
(4)建築物の形態又は意匠の変更		変更内容			
(5)木 材 の 伐 採		伐採面積			m ²

備考

- 1 届出者が法人の場合は、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について、変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 5 届出に係る行為の途中又は完了後に、土地、建物の権利を移転する場合は、届出事項の内容について、契約条項に盛り込む等により新たな権利者に周知徹底すること。
- 6 提出部数は正本1部（町）・副本1部（届出者控え）の2部とする。
- 7 提出書類及び添付書類
 - 地区計画の区域内における行為の届出書（様式第1号）
 - 建築物等に関する基準のチェックリスト
 - 委任状
 - 案内図（付近見取図）
 - 計画地区区分図（A・B・C・D・E地区の区分）
 - 公図の写し
 - 土地利用計画図又は配置図（壁面からの距離、緑地部分も図示すること）
 - 求積図（敷地求積図及び緑地求積図）
 - 建築物等（新たに設置する塀等も含む）の平面図・立面図
 - 建築物等（新たに設置する塀等は含まない）の色彩図（マンセル値記載）
 - その他、町長が必要と認める書類
 - ※ 建築物等の平面図・立面図・色彩図は、届出に係る行為が土地の区画形質の変更及び木材の伐採の場合は不要。
 - ※ 立面図は4面（塀等の工作物については2面以上）を記載し、建築物等の高さ（軒及び最高の高さ）を必ず記載すること。
- 8 届出事項の内、設計又は施工方法の変更が生じたときは都市計画法第58条の2第2項の規定に基づき、変更しようとする工事着手の30日前までに「地区計画の区域内における行為の変更届出書」を提出すること。